

平成27年度 国費外国人留学生（研究留学生等）の
奨学金支給期間延長・特別延長に係る取扱要領

1 募集概要

- (1) 奨学金支給期間延長の申請については、現在の国費外国人留学生の区分により各々後述の申請区分（Ⅰ～Ⅲ）のとおりとする。
- (2) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する大学において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- (3) 申請区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの者は、「大使館推薦」または「国内採用」により採用された者の場合、大学院正規課程への進学希望先は2大学2研究科（第2希望まで）とする。

申請区分Ⅱ-2、Ⅲ-2の者は、進学希望先は1大学1研究科（第1希望のみ）とする。

大学院正規課程への進学にあたり、大学を変更する場合は、その理由を「指導教員の意見書」（「大学変更の場合、その所見」欄）及び「推薦調書」（「推薦理由」欄）に記入すること。申請書に記入した大学以外の大学院研究科へ進学する場合は、国費外国人留学生奨学金は支給しない。

また、「大学推薦」により採用された者が他大学へ進学する場合も、国費外国人留学生奨学金は支給しない。

※ 連合大学院の場合は他大学への変更とは見なさないが、推薦調書に連合大学院である旨を記載すること。

- (4) 支給期間の延長が認められた場合、進学先の大学にかかる入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学法人は不徴収）とするが、延長が認められなかった場合及び進学先以外の大学にかかる入学検定料及び入学金は、当該大学の規程に基づき取り扱うこととなるので、本人負担となる場合があることをあらかじめ承知しておくとともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。なお、「大学推薦」により採用された者の場合、入学検定料及び入学金については当該大学の負担とする。
- (5) 次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止めるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
- ① 申請書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 日本の法令等に違反したとき。
 - ④ 大学において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。（なお、大学において処分を決定するまでの間、奨学金の支給を止めることもある。）
 - ⑤ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（もしくは修了）が不可能であることが確定したとき。
 - ⑥ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - ⑦ 他の奨学金（用途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
 - ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位課程に進学したとき。
- (6) 例年、延長申請・特別延長申請について国費外国人留学生への周知を忘れる大学があるため、平成28年度に進学する（ことを予定している）ため延長申請の対象となる者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一延長申請漏れがあった場合でも、原則として申請期限後の追加の推薦は認めない。

(7) 今年度募集（平成28年度に進学する者）の延長申請より、区分Ⅱ、Ⅲには一括して大学ごとに推薦人数の上限（以下「推薦枠」）を設ける。推薦枠を超過する人数は原則推薦しないこと。

2 推薦枠

今年度より区分ⅡとⅢを推薦する場合において、推薦枠を設ける。推薦枠は、昨年度の推薦者数（区分ⅡとⅢを合算した数）とする。

なお、この推薦枠の計算に、昨年度特別枠として延長申請をした者及び特別延長申請（区分Ⅱ-2、Ⅲ-2）をした者は含まない。

今年度特別延長申請（区分Ⅱ-2、Ⅲ-2）を希望する者についても通常の延長申請と合わせて推薦順位を付与すること。

ただしこの推薦枠は、枠内の者をすべて採用するというものではなく、推薦状況や予算の状況を勘案し、採用人数を決定する。

（枠の計算例1）昨年の推薦者数は区分Ⅱが3名、区分Ⅲが2名、区分Ⅱ-2が1名の場合、推薦枠は2名+3名の5名となる。（区分Ⅱ-2は計算に含まない。）

（枠の計算例2）昨年の推薦者数は区分Ⅱが5名（うち特別枠3名）、区分Ⅲが2名の場合、推薦枠は5名-3名+2名の4名となる。（特別枠は計算に含まない。）

（推薦枠の使用例1）推薦枠が5名の場合、区分Ⅱから4名、区分Ⅲから1名、区分Ⅲ-2から2名推薦することが出来る。（区分Ⅲ-2は計算に含まないが、推薦順位は、区分Ⅲ-2も含めて通しで付すこと。）

（推薦枠の使用例2）推薦枠が4名の場合、区分Ⅱから5名（うち特別枠3名）、区分Ⅲから2名推薦することが出来る。（特別枠は計算に含まないが、推薦順位は、特別枠も含めて通しで付すこと。）

※「特別枠」とは、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択された大学に付与された枠を指す。

3 申請区分

(1) 申請区分Ⅰ

申請時に研究生等の非正規生として在籍し、平成28年4月（または平成28年10月等）に大学院修士課程、専門職学位課程、または博士課程に進学する者。

(2) 申請区分Ⅱ

申請時に大学院修士課程、または専門職学位課程に在籍し、平成28年4月（又は平成28年10月等）に大学院博士課程に進学する者。

(3) 申請区分Ⅲ

申請時に大学学部に在籍し、平成28年4月（または平成28年10月等）に大学院修士課程、または専門職学位課程（医歯薬獣医分野の学部6年次に在籍する者については博士課程）に進学する者。

(4) 申請区分Ⅱ-2 ※特別延長

① 当初、学部留学生として採用となり、申請時に大学院修士課程、または専門職学位課程に在籍し、平成28年4月（または10月等）から大学院博士課程に進学を希望する者。（国内採用で学部から採用された者は除く。）

② 当初、高等専門学校留学生、または専修学校留学生として採用となり、申請時に大学院修士課程に在籍し、平成28年4月（または10月等）から大学院博士課程に進学を希望する者。

(5) 申請区分Ⅲ-2 ※特別延長

当初、高等専門学校留学生、または専修学校留学生として採用となり、申請時に大学学部（または高等専門学校専攻科）に在籍し、平成28年4月（または10月等）から大学院修士課程に進学を希望する者。

4 推薦基準

(1) 申請区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

- ① 現在在学している課程において、学業成績係数が2.50以上の者。
※ 申請区分Ⅰは除く
- ② 上位課程に進学する見込みのある者。
- ③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
- ④ 大学の長（または研究科の長）が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
- ⑤ 現在在学している課程を留年していない者。

※ 推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。

(2) 申請区分Ⅱ－2 ※特別延長

- ① 大学院修士課程での学業成績係数が2.80以上であり、かつ、大学学部（または高専専攻科）での学業成績係数が2.50以上の者。
- ② 大学院博士課程に進学見込みの者。
- ③ 指導教員及び大学の長（または研究科の長）が強く推薦する者。
- ④ 国費外国人留学生に採用後、学部を修業年限内で卒業しており、また、修士課程を標準修業年限内で修了できる見込みであること。

(3) 申請区分Ⅲ－2 ※特別延長

- ① 大学学部（または高等専門学校専攻科）での学業成績係数が2.80以上であり、かつ、高等専門学校、または専修学校での学業成績係数が2.50以上の者。
- ② 大学院修士課程に進学見込みの者。
- ③ 指導教員及び大学の長（または学部の長）が強く推薦する者。
- ④ 国費外国人留学生に採用後、高等専門学校または専修学校を修業年限内で卒業しており、また、学部等を修業年限内で卒業できる見込みであること。

5 対象者

(1) 申請区分Ⅰ

<2014年度までの採用者>

- ① 研究生→大学院修士課程入学・専門職学位課程入学の場合
ア 理系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて2年未満の者。
イ 文系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて2年以内の者。
- ② 研究生→博士課程入学の場合
ア 理系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて1年以内の者。
イ 文系：非正規生の期間が予備教育期間を含めて2年未満の者。

<2015年度以降の採用者>

非正規生の期間が予備教育期間を含めて2年以内で、かつ奨学金支給期間内に進学する者。ただし、2015年度採用で、2017年4月の進学を希望する者は、帰国旅費の支給申請を辞退すれば延長を申請することができる。

(2) 申請区分Ⅱ

研究留学生として採用された者。

(3) 申請区分Ⅲ

学部留学生として採用された者。

(4) 申請区分Ⅱ－2 ※特別延長

- ① 平成21年度に大使館推薦による学部留学生として採用された者で、修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍しており、さらに平成28年4月に修士課程を修了の上、博士課程に進学する見込みの者

- ② 平成20年度に大使館推薦により高等専門学校留学生として採用された者、または平成21年度に大使館推薦により専修学校留学生として採用された者で、大学の学部編入学（または高専専攻科入学）及び修士課程進学の際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在修士課程に国費外国人留学生として在籍しており、さらに平成28年4月に修士課程を修了の上、博士課程に進学する見込みの者

(5) 申請区分Ⅲ-2 ※特別延長

- ① 平成22年度に大使館推薦により高等専門学校留学生に採用、または平成23年度に大使館推薦により専修学校留学生に採用され、大学の学部へ編入学（または高等専門学校専攻科入学）する際に奨学金支給期間の延長が認められ、現在、大学の学部、または高等専門学校専攻科に国費外国人留学生として在籍しており、さらに平成28年4月に大学学部等を卒業の上、修士課程に進学する見込みの者

※ 以下の者が平成28年4月に上位課程に進学する場合は、国費外国人留学生として採用された年度が上記と異なる場合でも申請可能とする。

ア 飛び級や早期修了により上位課程に進学した者（または進学予定の者）

イ 高等専門学校留学生・専修学校留学生から大学学部2年次に編入学し、奨学金支給期間の延長が認められた者

ウ 学部留学生で予備教育を経ずに大学の学部へ直接入学した者

※ 商船学科に在籍していた者に係る申請の場合、文部科学省に事前に相談すること。

6 延長候補者の奨学金支給期間

平成28年4月（または10月等）から当該課程標準修業年限までの期間。

7 提出書類等

(1) 作成する書類

① 申請書ファイルA

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ア 奨学金支給期間延長申請書（申請区分毎） | 【本人が作成】 |
| イ 推薦調書 | 【大学が作成】 |
| ウ 指導教員の意見書 | 【大学が作成】 |
| エ 学業成績係数が算出できない理由 | 【大学が作成】 ※該当者のみ |

② 申請書ファイルB

- | | |
|---------------|---------|
| カ 研究計画または研究状況 | 【本人が作成】 |
|---------------|---------|

③ 小論文（特別延長者のみ）

【本人が作成】 ※該当者のみ

※ 「指導教員の意見書」には国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記すこと。具体的説明の乏しい者については、不採用となることがあるので留意すること。

(2) 作成方法

- ① 申請書ファイルA及びBを文部科学省のウェブページから申請区分毎にダウンロードする。

- ② 推薦者1名につき1シートを作成する。

- ③ 推薦者が複数名いる場合は、シートをコピーし、シート名を推薦順に「01」、「02」、「03」、「04」…と符番する。

※ 推薦順位は、通常の延長申請と特別延長とを合わせて付与すること。

- ④ 各申請区分別に推薦者一覧を作成する。

※ 昨年度は各申請区分別に作成したが、今年度より区分Iとそれ以外（区分II、II-2、III、III-2）とに分かれる。

(3) 内容確認

- ① 推薦者一覧シートに入力されるデータは全て申請書シートに入力されたデータが転記される(「備考」欄除く)。推薦者全員分のデータが間違いなく推薦者一覧に反映されているか確認する。
- ② 推薦者一覧シートに誤りがある場合は必ず「申請書」シートを修正し、「推薦者一覧」シートに反映させること。
- ③ 例年、推薦調書の推薦順位欄を空欄や同じ順位で提出している大学があるが、推薦者一覧が正しく作成されないので必ず順位を付けて作成すること。また、通常の延長申請と特別延長とを合わせて順位を付与すること。
- ④ 指導教員の意見書は電子媒体のほか、推薦者1名につき1部印刷し、指導教員が押印したものを郵送でも提出する。
- ⑤ 小論文は電子媒体のほか、推薦者1名につき1部印刷し、提出する。

(4) 郵送による提出

- ① 以下の書類を郵送すること。
 - ア 公文書(鑑文書) ※様式例をご活用下さい。
 - イ 推薦者一覧(各推薦区分毎)
 - ウ 各推薦者の指導教員の意見書(推薦者人数分)
 - エ 小論文(特別延長者のみ)
- ② 申請書類提出の際は、角型2号の封筒に封入し、封筒表に朱書きで、「××××××(大学番号)延長申請書類在中」と明記すること。
- ③ 書類の郵送は、簡易書留や宅配便等、配達記録の残る方法とすること。

(5) 電子媒体による提出

- ① 以下のファイルをメールに添付して送信すること。
 - (申請書ファイルA)
 - ア 奨学金支給期間延長申請書(申請区分毎)
 - イ 推薦調書
 - ウ 指導教員の意見書
 - エ 学業成績係数が算出できない理由 ※該当者のみ
 - オ 推薦者一覧シート
 - (申請書ファイルB)
 - カ 研究計画または研究状況
 - (その他)
 - キ 小論文(特別延長のみ)
- ② メールの件名は「××××××(←大学番号)〇〇大学(延長申請)」とする。
(例) 012345 文部科学大学(延長申請)
- ③ ファイルの件名は以下のとおりとする。
申請書A: ×××××(大学番号)〇〇大学区分〇(申請区分)A
申請書B: ×××××(大学番号)〇〇大学区分〇(申請区分)△位(推薦順位)B
(例) 012345 文部科学大学区分IA
012345 文部科学大学区分II等3位B
- ④ 送信時の注意
 - ア 添付する電子ファイルには必ずパスワードをかけ、公文書(鑑)に記入する。
 - イ 日本学生支援機構のメールサーバーはメールの容量が20MBを超える場合には受理できないため、容量がこれを上回る場合にはファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。
 - ウ 分割して送信する場合はメールの件名の最後にメール総数及び当該メールの本数を入力すること。

(例) 3本のメールに分割して2本目の送信をする場合

012345 文部科学大学(延長申請) 2/3

エ 推薦者が多数の場合、申請書ファイルを区分ごと(区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅱ-2、Ⅲ-2は一つのファイルにまとめること)にフォルダに格納・圧縮のうえ送信等すること。フォルダの名称は大学名及び区分を入力すること。

(6) 大学で保管する書類

① 成績証明書(文部科学省に提出する必要はないが、問い合わせた際に対応できるようにしておくこと。)

※ 申請区分Ⅱの者については、大学院修士課程で取得可能な最近のものまで保管すること。

申請区分Ⅲの者については、学部1年次から取得可能な最近のものまで保管すること。

なお、申請区分Ⅰの者については、保管不要。

8 提出期限及び提出先

(1) 提出先

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部

国際奨学課 国費留学生審査室

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

電子データ提出先: encho(a)jasso.go.jp

(注意)

① 提出前に申請書ファイルAの「申請書等提出前チェックシート」を用い、不備がないように内容確認をすること。

② 上記(4)郵送による提出、又は(5)電子媒体による提出の一方のみでは推薦があったと認めない。必ず期日までに両方を提出すること。

③ 申請後、推薦者が辞退した場合は、事前に文部科学省担当係に連絡を入れるとともに、申請人数を修正した公文書を上記提出先へ再送付すること。

④ 上記電子データ提出先の(a)は、@に変えて送信願います。

(2) 提出期限

平成28年1月14日(木)必着

提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。

9 結果通知

平成28年3月上旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には、応募を取りまとめた大学から通知を行うこととする。

10 留意点

(1) 申請区分Ⅰにおいては、以下の点を留意すること。

① 平成28年3月31日(または9月等)限りで奨学金支給期間が満了しない場合であっても、平成28年度中に大学院正規課程へ進学する場合は、遺漏のないよう推薦すること。

特に平成27年10月渡日者で平成28年度に進学を希望する者は、渡日直後の申請となるため、遺漏のないよう留意すること。

(例1) 平成27年4月渡日(奨学金支給期間:平成27年4月~平成29年3月)で平成28年4月に博士課程進学予定の者。

(例2) 平成27年10月渡日(奨学金支給期間:平成27年10月~平成29年3月)で平成28年4月、または10月に修士課程進学予定の者。

② 平成27年秋学期渡日者であって、申請時に他大学において日本語予備教育中の者は、専門教育機関がとりまとめの上、申請すること。

③ 未満、以内の取り扱いについては、以下の例を参照すること。

(例1) 平成26年4月に渡日した文系の非正規生が平成28年4月に修士課程に進学することは2年以内のため申請可。(平成28年10月に進学の場合、申請不可)

(例2) 平成26年4月に渡日した理系の非正規生が平成28年4月に修士課程に進学することは、2年「未満」の制限にかかるため申請不可。

(例3) 平成26年10月に渡日した文系の非正規生は平成28年4月に博士課程に進学するために申請することは可能だが、平成28年10月に進学することは2年「未満」の制限にかかるため申請不可。

(例4) 平成27年4月に渡日した非正規生が平成28年4月に博士課程に進学することは2年以内のため申請可。

(2) 特別延長の採用にあたっては、推薦順位に関わらず、専門の委員会により審査を行い、特に優秀な者(若干名)を厳選して採用する予定としている。なお、審査の結果特に優秀と認められても、推薦順位が下位の場合、不採用となる可能性がある。

9 本件に係る照会先

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

TEL : 03-5253-4111(内線 2624) E-mail : ryuugaku(a)mext.go.jp

(a)を@に変えて送信願います。